

制定：平成25年3月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成25年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

A-1. 製品安全分野

1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

① 消費者が利用する製品における事故情報等について、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との意見交換等を通じ、網羅的かつ広範に、迅速かつ的確に収集し、原因究明を行う。特に燃焼事故に係る事故原因究明に関しては、燃焼技術センターにおいて、重点的に取り組み、実施する。警察、消防の事故情報については、経済産業省と連携して設置した連絡窓口を通じて、また、消費生活センターの事故情報については、機構の全国組織を活用し、講演・セミナー等への講師派遣や注意喚起資料の提供を通じて連携を強化することによって、迅速に事故情報を収集し、事故原因究明を行う。

② 事故情報の収集が困難となっている高齢者や子供に関する事故情報の収集を一層強化するため、消費者庁と連携を図り、消費者庁が開始した医療機関ネットワーク事業で収集された病院情報の入手に努め、高齢者や子供に関する事故の内容、傾向、リスク分析を行う。

③ 事故原因究明の確度を高めるためには、初動調査における現場確認や事故品確認が重要であることから、現場確認・事故品確認を実施できるよう、事業者のみならず、警察や消防、消費生活センターに積極的に働きかける。また、R-M a p分析等のリスク分析手法の活用を徹底し、リスク評価を行うことによってプライオリティ付けを行い、調査内容に濃淡をつけて効率的な事故原因究明を行う。

さらに、専門技術者、外部有識者の知見を有効利用するため、製品事故調査員や技術アドバイザーを積極的に活用し、確度の高い調査と的確かつ迅速な事故原因究明を行う。加えて、今後、横断的分析のために必要となる情報（製造年月、使用期間、不具合部品等）の収集を拡充する。

④ 原因究明の精度向上を図るため、以下の事故原因究明手法の開発等を行い、可能なものについて公開する。

・「プラスチックの劣化評価に関する調査」のため、事故品の破面解析、熱的特性、機械的特性等の基礎的データを取得し整理、解析を行う。（本部）

- ・「電源コード溶融痕の内部に生じる気泡の発生状況、分布について三次元による解析」を行い、既存の断面組織による解析手法を補完する手法として確立を目指す。（燃焼技術センター）
- ・「電気製品の低銀鉛フリーはんだの信頼性の調査」に関するデータを取得し整理、解析、加えて擬似実装基板を作成し蛍光X線分析装置によるはんだ解析手法の検討、はんだの成分調査を追加した事故の関係について分析調査を行い、報告書を作成する。（中部支所）
- ・「製品からのVOC等放散による事故原因究明技術の強化」に関する実測データを取得し、産総研とデータ共有を図り、データの高度活用を目指す。（北陸支所）
- ・「ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集」及び「自転車4軸振動試験機による発生応力の最適化」に関するデータを取得し、整理、解析を行う。（九州支所）
- ・燃焼事故の原因究明に係る高度化・迅速化のため、燃焼技術センターへの「新燃焼棟（仮称）」の整備を進める。（燃焼技術センター）

また、原因究明テスト等のデータの信頼性を確保するため、JISQ 17025（試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項）に基づく適合性を維持する。

（2）安全レベルの質的向上

- ① 安全性の高い製品設計に反映されることを目的として、収集した製品事故情報、事故原因究明結果等を国、事業者等に積極的に提供する。

また、原因究明結果を製品毎に整理し、重大な事故リスクを有する製品や経年劣化による事故発生事象が多い製品を中心に、FTA（注1）、FMEA（注2）等の故障モード解析手法を活用し、事故発生要因を明確化することにより使用者や製品のライフサイクルを考慮した安全設計のための技術情報を提供する。

さらに、部品レベルでの経年劣化分析を実施し、安全対策を検討するための手法の確立を目指す。

注1：FTA：Fault Tree Analysis（故障の木解析）

注2：FMEA：Failure Mode and Effect Analysis（故障モードとその影響の解析）

- ② 製品事故の予測・傾向分析に向けた検討を開始するため、家電量販店、生活協同組合等との連携により、前年度の修理情報等に加え、製造年月日、故障部品の仕様、動作状況等の詳細なヒヤリ・ハット情報を収集する。
- ③ 機構が保有する事故情報データベースを英文化し、海外関係機関（欧米、アジア等）との事故情報の共有を推進する。

また、海外連携体制の整備のため、関係機関との連携を実施するための人材育成を推進するとともに、輸入品の安全性向上を目的として、アジア諸国への安全設計、原因究明技術等の技術指導、支援を推進する。

- ④ 製品事故の未然・再発防止のための情報を積極的に提供するため、以下の取組みを行う。

- a. 消費者に向けた事故防止のための情報を注意喚起チラシ、社告・リコールチラシ等の印刷物、ホームページ等を通じて積極的に提供する。

- b. 主に誤使用・不注意事故を防止するため、機構東京（本所）で記者説明会を毎月1回開催する。さらに、本部（大阪）、東京及び支所においてマスコミへプレス資料を提供するとともに可能な場合は記者説明会を開催する。
 - c. メールマガジン（PSマガジン）の配信登録者数の拡大に努め、PSマガジンを毎月2回配信して、注意喚起情報、社告・リコール情報等を提供する。
 - d. 消費生活センター、消費者団体、国の機関、大学、消防、業界団体等が主催する製品安全に関するセミナー、シンポジウムへの講師派遣を行う。
 - e. 社会人講座「知の市場」の開講や機構主催のセミナーを開催する。
 - f. 業務報告会を東京と大阪で開催する。
 - g. 小学校高学年、中学校等若年者向け製品安全教育教材を作成し、提供する。
- ⑤ 事故情報の分析結果に基づき、事故の未然・再発防止の観点から技術基準・規格等及び関連する認証制度の見直し・整備の必要性を検討し、具体的な対応策を提言する。

（3）技術基準・規格等の提案活動の強化

- ① 高齢者・乳幼児用製品のうち、リスクレベルが高いと判断される製品を特定し、当該製品による事故の未然・再発防止策を検討し、技術基準・規格を制定・改正することが効果的なものにあつては案を提言する。
- リスクレベルの高い製品の抽出に当たっては、機構及び関係機関が保有するデータベースを集約・活用して行う。また、乳幼児用製品については、製品横断的な事故防止対策を体系的に構築することを目的に危険源に対応した共通規格の検討を行う。
- ② 電気製品のプラスチック着火性試験方法等の国際規格化を実現するためにラウンドロビンをテスト（国際共同評価実験）を主導する。
- また、機構が作成した技術基準・規格等を基に国際標準化の方策を検討して、関係機関に提言し、その活動を支援する。
- ③ 製品の安全に係る技術基準・規格の検討を行う民間団体（（財）製品安全協会、（財）日本文化用品安全試験所、日本福祉用具・生活支援用具協会等）へのアドバイス、委員会への参加、技術支援等を行う。
- ④ 一般家庭で使用する全ての電気製品を規制対象とするための政省令改正等について、国による法令化作業を支援する。

（4）製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

- ① 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に実施するため、リスクの大きさや事故の多発性や重篤性、緊急性などを考慮した調査の優先度に基づき、効率的な調査を行うとともに、調査の進捗管理を行う。
- ② 経済産業大臣からの指示に基づく立入検査については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づくJISマーク表示製品等の法令適合状況を把握するための試買検査を実施する。

計量法に基づく指定製造事業者制度により経済産業省から送付されてくる変更届

出書、立入検査報告書等の書類の整理・整備を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施するとともに、指定製造事業者判定委員会の資料作成や経済産業省からの調査依頼に対する回答等の支援を着実に実施する。

さらに、経済産業大臣からの指示があった場合に備えて、製品安全４法に定める適合性検査実施のための技術を維持し、指示があった場合には的確に実施する。

2. その他

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係に留意しつつ、機構の技術的、専門的優位性にかんがみ、効果的、効率的な連携体制を維持する。

A-2. 化学物質管理分野

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

(1) 化学物質のリスク評価等

- ① 経済産業省、厚生労働省、環境省（以下「３省」という。）と連携し、一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等への利用のため、評価の対象となる個々の化学物質の識別情報（M I T I 番号（注１）とC A S 番号（注２）の関連付けの情報も含む。）、ハザード情報、物性情報等を収集・整備する。

また、スクリーニング評価やリスク評価を行うための基礎データとするため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を行い、評価対象単位（注３）毎に物質リストを作成するとともに、物質毎に製造輸入数量等の集計を行う。

注１：化審法既存化学物質などに付されている独自の分類番号

注２：米国化学会の一組織であるC A S が付与・管理している国際的に広く用いられている分類番号

注３：複数の化学物質を一つのリスクとして評価すべき単位

- ② 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を行い、その結果を３省に提供する。

また、優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するため、評価手法に関する技術ガイダンスの作成を支援する。さらに、スクリーニング評価、リスク評価を効率的に行うため評価手法の内容を反映した評価用システムを改良し、個々のシステムの統合化を進める。

- ③ リスク評価等の精度向上及び効率化のため、制度運用上の課題等を踏まえ、必要に応じて国内外の情報などを活用し、評価手法の改良案の検討を行う。

(2) 新規化学物質の審査等

- ① 新規化学物質の審査資料の確認等を行い、３省合同審議会資料等を作成するとともに、３省合同審議会において説明を行う。

さらに、新規化学物質の届出・審査に関わる技術的事項について事業者からの問

合せへの対応を行う。

また、少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項に係る確認を実施し、有害性情報の報告について整理する。

- ② 経済産業省製造産業局長が実施する優良試験所確認制度（G L P 制度）に係る試験施設の基準適合確認について現地査察への参加及び報告書作成等の協力を行う。
- ③ 新規化学物質等に関する届出情報や3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行う。
- ④ 化審法に基づく官報公示のための化学物質の名称原案等を「労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及び化審法に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化について」に基づき作成し、3省に提供する。
- ⑤ 新規化学物質の審査及びG L P 制度の実施等を支援するために必要な国内外の情報の収集・整理を行うとともに、国際的な動向に関する調査、経済協力開発機構（O E C D）等の活動への積極的な参画などにより技術上の支援を行う。

また、分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果については、引き続き新規化学物質の審査に活用するとともに、反復投与毒性に関する構造活性相関手法については、データのアップデート等を行いつつ精度の向上を図り、化審法における化学物質の評価への活用を検討する。

（3）立入検査等

経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等を的確に実施し、報告書を報告期限内に提出する。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

- ① 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、P R T R（注）届出データの内容の確認及び電子化を行いファイル記録システムに入力する。さらに、届出データを集計し、別途国から提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せて公表用データ等を作成する。

また、排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、化管法 P R T R 制度における届出実務等に関する説明会、リスクコミュニケーションに関する講演会等への講師の派遣、ホームページなどによる関連情報の提供など化管法に係る普及啓発を行うとともに、化管法に関する情報を収集し、関連情報と併せてデータ解析を行い、必要に応じて関係者に提供する。

P R T R 届出の電子化に際しては、P R T R 届出作成支援プログラムにより作成された書面届出書の2次元コード情報を活用して効率化するとともに、同プログラムの普及拡大のためにP R T R 届出作成支援プログラムW e b 版の開発を行う。

注：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

- ② 電子届出について利用率が50%を超える状況を維持するとともに、更なる利用を拡大するための方策を検討する。

- ③ 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するため、OECDにおけるPRTRタスクフォースに参加しPRTRの国際整合性を図るための情報の収集・整理を行う。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

- ① 経済産業大臣の指示に従い、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等を的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。特に、増加している立会い等に的確に対応するため、関係職員に対する業務実施全般に関する訓練の実施により、立会いに対応できる職員の育成・対応能力の向上を図る。
- ② 国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への事前調査を迅速に実施するとともに、必要な場合には対象事業所への実態調査を的確に実施する。
- ③ 特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析能力を向上させるため、従前の対抗分析から重要な課題について抽出し、改善等を検討し、対抗分析実施方法に反映させる。

また、担当毎に課題を決め分析訓練を実施するとともに、改善点等については、関係職員に対し技術移転の分析訓練を実施する。

- ④ 国際機関等の動向等に注視し、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、必要な場合にはマニュアルに反映させる等により、業務実施に反映させる。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

- ① これまでに収集整備した法規制情報、ハザード情報、GHS（注）情報等について、効率的に収集・整理を行うとともに、化学物質総合情報提供システム（CHRIIP）及びJ-CHECK等のデータベースやホームページ等の手段を通じて国民、事業者、行政機関等に提供する。

注：GHS:The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(世界調和システム)

- ② 平成24年度に実施したニーズ調査等の結果を踏まえ情報提供のあり方、ユーザーニーズ等を考慮したCHRIIP等のデータベース、ホームページ等に追加等すべき機能や情報及び昨年度整備した安衛法情報と化審法情報の提供方法などについて検討し、システム改修を行う。また、次期CHRIIPによる情報提供のあり方を検討する。
- ③ OECDの化学品合同会合やIUCLID専門家会合等の活動に参加し、国際整合性を図るための情報収集等を行う。また、昨年度に引き続き経済産業省が進めるアジアの化学物質情報基盤構築の支援を行う。さらに、e-ChemPortal（注）に、必要に応じて機構が整備しているJ-CHECKのデータベース構造の情報を提供するなど、国際情報基盤整備に対応する。

注：e-ChemPortal: a Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）によ

る2003年の採択を受け、OECDが2007年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト

- ④ ナノ材料の安全性等について、諸外国の管理等の状況を調査するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所やOECDでの研究動向などを踏まえて、将来の情報提供の方法について検討を行う。

また、製品経路による化学物質のリスク評価手法等について国内外の手法や管理等の状況を踏まえ、調査、検討を行う。

- (2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

事業者や自治体等のリスクコミュニケーションに資する情報をホームページ等により提供するとともに、その活用方法についての講演会等を行う。

また、わが国のリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、情報提供の手法を検討する。

A-3. バイオテクノロジー分野

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

- (1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

- ① 申請書類の事前審査等の審査支援

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）における鉱工業利用を目的とした第二種使用等の大臣確認申請書類について、技術的な内容の確認等の事前審査を行うとともに、事業者からの照会等に対し適切に対応する。また、経済産業大臣が定めるGILSP（優良工業製造規範）遺伝子組換え微生物リストの改正に必要な技術情報等の調査を行い、告示原案を作成し経済産業省に報告する。さらに、平成20年度及び平成24年度に大臣確認を受けた申請書類のデータベース化を行う。

- ② 立入検査等による事後の確認

カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づく立入検査等について、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

- ③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

カルタヘナ議定書締約国会議関係の会合への出席、外部機関訪問等による情報収集・整理を行い、最新の科学的知見の集積を図る。

- (2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務

微生物によるバイオレメディエーション利用指針（以下「バイレメ指針」という。）における申請書類の技術的な内容の確認を行うための体制について検討を行うとともに、(3)の取組みを通じて必要な情報を収集しバイレメ指針に基づき事業者が行うモニタリング等の実施方法の検討に対し技術的な支援を行う。

- (3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

- ① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技

術情報の収集・整備を行う。

- a. 有害菌・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備。
 - b. 有害菌を区別するための微生物のゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備。
また、収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元にデータベース化を図る。
- ② 環境中の微生物の網羅的な菌叢（きんそう）解析を実施するための技術情報を収集・整備し、環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を評価する手法を開発する。
- ③ 環境中に漏洩した微生物の経時的モニタリングによる漏洩菌の環境中での消長把握、「生物学的封じ込め」効果の確認を実施する。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

- ① 大学や企業等への依頼や海外機関との連携による菌株の交換等を行い、代替エネルギー、環境修復、健康等の産業に利用される株や各種検定指定株、参照試験に用いられる分類学的基準株等の産業利用上重要な微生物を収集する。特に、食品由来の微生物の収集について重点を図る。収集した微生物は、学名の確認などの品質管理試験を行った後、分離源や用途に関する情報を整備し、保存して提供する。
- ② 品質管理の高度化を目的として、MALDI TOF-MS（注）による種同定法を利用し、当該方法で同定を行う微生物種の拡大を図るとともに、供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、ISO 9001の定期審査を受け、登録を維持する。
注：MALDI TOF-MS：タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。
- ③ 微生物株同定に用いられる遺伝子の解析、表現性状の解析並びに、代替エネルギー、環境修復、健康等に関連する種を代表する微生物のゲノム解析等を行い、保存微生物に情報を付加する。
- ④ ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源管理システムの構築を開始する。
- ⑤ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、以下の取組を行う。
 - a. 論文情報等から既知の微生物の機能に関わる遺伝子情報を収集し、保存している微生物について、遺伝子情報から推定される機能を検索して表示させる機能検索DBを構築する。
 - b. 整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーを掘り起こすため、中堅・中小企業に対する取り組みを強化し、地方公設試などの中堅・中小企業のニーズが集まる機関を通じたPR活動を開始する。
 - c. ホームページやメールマガジンを通じた新規公開株リストや生物遺伝資源に関する技術情報の発信、機構における活動の周知を行う。
- ⑥ JSCC（日本微生物資源学会）カタログ、アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワーク（ABRCN）については、データの維持・更新を図りつつ、新たな参加を呼びかける。また、微生物資源へのアクセス環境の整備を目的に、世界的生物

遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）活動として引き続き実施されている欧州微生物資源研究基盤（MIRRI）と連携し、世界微生物資源機関連合（WFCC）による世界ネットワーク活動に参加するとともに、生物多様性条約や名古屋議定書を取りまく国際的な動向等について、情報収集及び意見交換を行う。このほか、JSCCの理事会等に参加し、国として微生物の提供等のあり方等について情報収集及び意見交換を行う。

⑦ アジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制（ACM）の充実を目指し、平成23年度に改訂した運営ルールに基づき、参加国の拡大などを含めた方策を実施する。

（2）海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

① 生物多様性条約に基づいた海外生物遺伝資源へのアクセス・ルートの確保として企業等のユーザーに対し、ベトナム、モンゴル等との協力関係を利用した現地生物遺伝資源への直接アクセスの支援を行う。

② 生物多様性条約（CBD）の精神に則った仕組みの下で、保有する海外生物遺伝資源をユーザーに対して提供するサービスの実施を行う。

③ アクセス支援策を実施することを含め現在協力関係を構築している国々（インドネシア、ベトナム、モンゴル、タイ等）との間で引き続き生物遺伝資源の保全と持続可能な利用を目的とした共同事業や微生物の交換を実施する。また、ミャンマーとの間で中断していた共同事業を再開する。

④ これら途上国における生物多様性保全の支援事業である「眠れる森のび（美・微）生物プロジェクト」を実施し、日本政府がCBD第10回締約国会議（COP10）において約束した途上国支援に協力する。

⑤ 中南米、アフリカ地域などでのアクセスと利益配分に関する国内法の制定状況を調査し、収集した基礎情報を基に生物遺伝資源に対するユーザーニーズ調査の対象とする国を検討するとともに、新規資源国の現地調査を行う。

⑥ CBDに関連する国際会議等を利用してアクセスと利益配分についての国際動向等に関する情報収集を行う。

（3）特許微生物に係る寄託業務の効率化の推進

特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、特許微生物寄託センター（NPMD）及び特許生物寄託センター（IPOD）を一体的に運営し、特許寄託業務を確実に実施する。

併せて、引き続き施設・設備の共用化、人員の業務兼務等を図る。

A-4. 適合性認定分野

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

（1）法令に基づく認定等

① JNLA、JCSS及びMLAPの認定業務

a. 工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）については、約90件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、

評定委員会又は評定委員会要否検討会を年10回開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施する。

- b. 計量法校正事業者登録制度（JCSS）については、約65件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会又は評定委員会要否検討会を年20回開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施し、15件の新規登録の拡大並びに50件の登録事業者の更新を行う。
 - c. 計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）については、約90件の審査・調査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会を適時開催することにより審査案件を遅滞なく処理する。また、100余りの認定事業者について、変更届の迅速な確認により認定状況の管理を確実にを行う。
- ② JNLA、JCSS及びMLAPの制度の普及等
- a. JNLAについては、制度の普及・拡大を図るため、不確かさの見積もりに関するガイダンス文書、測定のトレーサビリティに関するガイダンス文書等の見直しを行い、必要に応じて追加作成し、公表する。また、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、JIS規格の改正を反映させたJNLA登録区分告示案を適宜作成する。さらに、JNLA制度の更なる向上のため、JNLA登録事業者等と情報交換を行うとともに、認定範囲等のニーズ調査を実施する。
 - b. JCSSについては、知的基盤整備特別委員会での検討結果を踏まえ、ユーザーニーズ等に基づく登録区分に係る計量器等の種類の見直し、ホームページでの校正に対する検索機能の充実等を図るとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、登録の一般要求事項、量別技術的要求事項適用指針、申請のための手引き等を見直し、申請者の利便性の向上を図る。また、認定対象分野を拡大する場合等に説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。さらに、外部委員会等へ積極的に参加し、外部機関との連携を強化し、認定範囲のニーズや制度の効果的運用のためのニーズを把握し、制度に反映する。
 - c. MLAPについては、MLAP制度の適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、制度に対する要望調査等を行う。

③ JNLA及びJCSSの定期検査

- a. JNLAについては、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の要件維持を希望する認定事業者に対して、認定基準であるISO/IEC 17025を用いて約15件の定期検査を的確に実施し、MRA対応認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。
- b. JCSSについては、MRA要件の維持を希望する事業者に対して、認定基準であるISO/IEC 17025及びISOガイド34（標準物質生産者の能力に関する一般要求事項）を用いて約70件の定期検査を的確に実施し、MRA対応認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。

④ JNL A、JCSS及びMLAPの技能試験

- a. JNL Aについては、技能試験計画に従い実施するとともに、必要に応じて技能試験計画の見直しを行う。また、外部機関で実施される土木・建築関係、電気関係、繊維製品関係、抗菌関係等の技能試験については、技能試験の国際規格であるJIS Q 17043（適合性評価－技能試験に対する一般要求事項）に基づき評価・確認し、活用する。
- b. JCSSについては、新規の申請事業者及び前回技能試験参加後4年目に達するMRA対応認定事業者に対して、その技術能力を確認するための技能試験を適切に実施し、その結果を審査、定期検査に活用する。これらの技能試験実施にあたり、外部機関による技能試験を活用する際には、当該技能試験がJIS Q 17043に適合しているかどうか評価・確認した上で活用する。
- c. MLAPについては、昨年度JIS Q 17043に適合していることの評価・確認が終了した外部機関実施の技能試験結果を審査等において活用する。

(2) 法令に基づく認証機関の調査

① 工業標準化法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣及び各経済産業局長の指示により、法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

② 製品安全4法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

③ 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律（特定機器相互承認法）に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査

JNL A、JCSS及びMLAPの登録事業者又は認定事業者並びに工業標準化法、計量法、製品安全4法及び特定機器相互承認法に基づく登録認証機関等の法令遵守状況確認のため、経済産業大臣からの指示等に基づき、当該事業者等への立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

- ① 製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、産業界や試験事業者等の関係者から新規分野の認定ニーズにつながる情報提供や相談等があった場合は、認定等業務への実現可能性を迅速に検討するとともに、必要に応じて認定区分の拡大等を計画する。また、国の政策の実現のため設置される委員会やマスメディア等によって発信される情報、外部委員会や試験所組織が運営する会合に参加し関係者とのコミュニケーションを通じて得られる情報を基に、常に技術の動向や標準化・規格化等の動向について調査を行い、その結果に応じてASNITEにおいて、新規認定分野の認定区分等の開発を行う。特に、社会的要請が強い環境中の空間放射

線量率の測定及び試料（排出ガス、粉じん、水、土壌及び廃棄物）中の放射能濃度の測定において、測定データの信頼性確保に寄与するために、関係省庁の協力を得ながら該当する認定区分を立ち上げる。さらに、ASNITE試験ITのコモンクライテリア評価制度については、認証スキームの抜本的見直しを受けて、認証機関である独立行政法人情報処理推進機構と連携して当該制度の再構築を図る。

- ② ASNITE認定業務において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催することにより、迅速かつ効率的に業務を実施し、ISO/IEC 17011（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項）に要求される更新周期を遵守する。また、申請者の利便性を向上するためのガイダンス文書を作成し公表する。さらに、ASNITEを効果的に運用するため、顧客サービス向上及び認定ニーズ把握のための調査を行い、適切にASNITEに反映する。
- ③ その他、国の政策（グローバル認証基盤整備事業など）の実現のための協力を行う。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

（1）国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

- ① 国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改正する。また、技術基準文書をホームページにより公開するとともに必要な場合は説明会を開催する。さらに、認定業務に対する利害関係者・有識者からの情報を収集するとともに、内部監査及びマネジメントレビューや事業者に対する満足度調査を実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図る。加えて、審査員管理用のデータベース及び審査工程管理用データベースの機能強化のための改良と平行して、より強力に事務処理をサポートするデータベース開発を行う。記録の原本管理やバックアップ等は認定機関としての管理方針に基づき確実に実施する。また、認定事業者の情報をホームページ、専門誌、展示会等を活用し提供する。
- ② 高度な技術的専門性を有する審査員の増強を目的として、審査員の資質及び審査レベルの向上を図るため、研究所等の外部機関職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練及び審査員資格保持者に対するフォローアップ研修等を実施する。さらに、審査員への情報周知、審査レベルの均質化、意見交換等を行うため、審査員連絡会を年1回実施する。また、技術専門性を有する外部機関や技術専門家から技術協力が得られる関係を構築・維持するために、技術支援契約の更新及び維持、並びに審査員及び委員の委嘱を行う。
- ③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を年4回実施するほか、研究所等の外部機関、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。また、認定業務リスク対応事例の蓄積と職員への周知を実施する。JNL Aについては、審査の知識及び技術の習得・向上を目的に、土木・建築関係、電気関係等の技術研修を実施する。JCSSについては、校正技術の習得を目的に量別校正技術研修を年5回実施する。

- ④ 地域機関（A P L A C、P A C）及び国際機関（I L A C、I A F）発行のマネジメント及び技術文書の作成、改正作業に参画し、国際協力、貢献、地位の向上に努める。また、認定機関活動に関連する国際標準化機関（I S O / C A S C O）に係る規格やJ I S等国内規格の作成・改正作業策定等に参画し、これらの文書を認定センターのマネジメント文書等に適切に導入することにより、国際レベルでの信頼性を維持する。

（2）国際的信頼性維持・向上等

- ① 2012年6月のA P L A C及びI L A CのM R A署名地位の継続承認を受け、課題とされた点について、引き続き国際規格に適合したマネジメントシステムを維持する。
- ② A P L A C及びI L A Cの各委員会に委員1名を登録し、各委員会の活動に貢献するとともに、A P L A C技能試験委員会の委員長職を維持しつつその活動に貢献し、また、A P L A CのM R A評価に評価員2名を派遣することにより、M R A自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図る。また、海外認定機関の職員、審査員の研修若しくはワークショップを1件受け入れること等により、地域・国際認定機関協力組織、海外認定機関との協力体制の維持、強化に貢献する。
- ③ 2012年5月に実施された太平洋認定協力機構（P A C）評価チームによる評価へのフォローアップを適切に行い、P A C及び国際認定フォーラム（I A F）の相互承認協定（M L A）署名地位を獲得する。また、P A C、I A Fの総会、委員会に参加してこれらの委員会活動に貢献することにより、製品認証機関を認定する機関としての国際的信頼性を確保する。
- ④ 我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、日本認定機関協議会を事務局として主導的に運営し、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動を協議会メンバーと協力して行う。また、認定センターが運営する要求事項の解釈等を検討する委員会にメンバーが参加することにより、各々が実施する活動の中で解釈の統一化を図る。同時に、審査員の相互利用や研修の共催など、メンバー間での可能な協力を進める。また、A P L A C及びI L A C等の国際機関への意見、対応方針について事前協議を行い、我が国の認定機関の統一的な対応を図る。

3. 標準物質に係る情報提供

- ① 標準物質を登録した国際データベース（C O M A R）の運営の国内事務局として、登録基準に適合した我が国の標準物質を中央事務局に登録申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。併せて、C O M A R運営会議が開催された場合にはこれに出席して国内の意見を運営に反映させる。また、標準物質総合情報システム（R M i n f o）の運用管理の見直し案に合わせて当該国内事務局の見直し及びその見直し案の実施に必要な調整を行う。
- ② R M i n f oによる情報提供をホームページ等により適切に行うとともに、当該システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図るための働きかけを行う。また、年度半ばに独立行政法人産業技術総合研究所への移管を行うことと

し、そのために必要な調整と準備を行う。

A-5. その他

1. 依頼試験評価業務

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

B. 組織・業務運営における取組みの強化

B-1. 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ、業務を効果的かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行うため、運営会議、リスク管理委員会、目標管理制度等により、理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化するとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する。また、理事長ヒアリングを職員に公開して行う等、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報を共有する。

その際、コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。

B-2. 戦略的な人材の確保・育成

横断的キャリアパスの考え方をもとに、若手職員を中心とした能力開発研修や配置換等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図るとともに、各年代層の部署間アンバランス解消や中長期的観点を考慮しつつ、専門性を有する人材を外部からも積極的に採用する。

また、外部機関との交流・連携強化を進める。

チャレンジ課題研修、英語研修を充実させるとともに、階層別研修及び各部・センターで実施する専門研修では幹部との意見交換の場や部門間交流を考慮した内容を組み込むこととするほか、E-Learning等により柔軟な受講機会の拡大を図る。管理部門については、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等により人材の育成を強化する。

人事異動希望や人事評価の面談においては、説明会や調整会合を実施することで面談者のスキルアップと評価の均質化を図り、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて人員配置や人材育成に適切に反映できるように取り組む。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。

B-4. 契約の適正化

一般競争入札への移行を徹底するため、随意契約は、事前に契約審査委員会等において真にやむを得ないか否か厳格な審査を行い、必要な場合は公募（入札可能性調査）を行って複数応募があった場合には競争入札等を行う。

競争入札等については、一者応札・応募を減少させて実質的な競争性を確保するため、情報提供の充実、透明性の確保、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和、複数箇所での説明会及び入札・開札の実施等により入札参加者の利便性を向上させるとともに、高額な物品調達等における一者応札やり直し制度等により一者応札・応募の減少を図り、調達コストを削減する。

また、入札不参加理由等の分析、低入札価格調査制度の活用、総合評価方式の適用拡大、調達原課への契約相手先履行状況調査等により、業務履行品質の向上を図る。

B-5. 広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、一方的に情報を提供するだけでなく、情報収集、調査分析を行うことにより効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 効率化による経費の削減

中期目標で示された一般管理費（平均で前年度比3%以上削減）及び業務経費（平均で前年度比1%以上削減）に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大を抑制する。

給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数（年齢勘案105.2、年齢・地域・学歴勘案97.6）に鑑み、第三期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取組み、国家公務員に準じた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

これまでもアウトソーシングを積極的に進めてきたが、引き続き、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか検討を行い、一層の効率化を推進する。

化学物質管理分野におけるリスク評価等に必要な情報の整備については、アウトソーシングや外部人材の活用などにより効率的な情報整備を行う。

2. 業務の電子化の推進

① 業務の電子化の推進

機構業務・システム最適化計画に基づき構築した機構の事務共通基盤情報システム

ム（N I T E－L A Nシステム）及び一般管理業務のシステムの安定運用に努める。

平成24年12月に策定した「N I T E－L A Nシステム最適化計画」に従い、次期N I T E－L A Nシステムの調達作業を開始、今夏の業者選定後、平成26年3月に次期N I T E－L A Nシステムを稼働させる。また、C I O補佐官の積極的な活用によりI T調達の透明性、公平性の確保を図るとともに、I T調達制度の適切な運用及び必要に応じてシステム構築支援を行う。

② 情報セキュリティ対策

当機構ホームページへの外部からの不正アクセスによるホームページ改ざんを踏まえ、再発防止策の徹底とさらなるセキュリティ向上に努める。

・不正アクセス遮断システム、W e bアプリケーション・ファイアウォール装置を導入して24時間365日のリモートによる不正アクセスの監視とセキュリティ向上を図る。

・情報セキュリティ教育、自己点検、情報セキュリティ監査により役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。

Ⅲ. 予算、収支計画資金計画

1. 予算

25年度予算

(単位：千円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	6,469,156
施設整備費補助金	2,460,011
受託収入	240,246
うち国からの受託収入	189,880
うちその他からの受託収入	50,366
その他収入	285,298
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	72,196
計	9,526,907
支出	
業務経費	5,989,641
施設整備費補助金	2,460,011
受託経費	240,246
一般管理費	837,009
計	9,526,907
収入	
講習関係収入	0
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
計	0
支出	
講習関係経費	0
計	0

2. 収支計画

平成25年度収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	7,915,429
経常費用	7,915,429
業務経費	5,733,447
受託経費	240,246
一般管理費	813,809
減価償却費	1,127,927
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	7,915,429
運営費交付金収益	6,261,958
受託収入	240,246
手数料収入	285,298
資産見返負債戻入	1,127,927
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	0
講習関係経費	0
収益の部	0
講習関係収入	0
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3. 資金計画

平成25年度資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	9,522,609
業務活動による支出	6,787,502
投資活動による支出	2,735,107
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	9,526,907
業務活動による収入	6,994,700
運営費交付金による収入	6,469,156
受託収入	240,246
講習関係収入	0
その他の収入	285,298
投資活動による収入	2,460,011
施設費による収入	2,460,011
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金 (前中期目標期間繰越積立金)	72,196

IV. その他業務運営に関する重要事項

個人情報の取り扱いや文書管理について、適切な管理体制を維持するための監査を行うとともに、個人情報を取り扱う事務や文書管理に従事する職員に対し、必要な教育研修、自己点検を行う。

また、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して、法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努める。